

「軍事的安全保障研究」に関する 日本学術会議の声明

小森田 秋夫 (神奈川大学教授)

政府からの独立性を確保できなかった」ことに対する反省（報告）の再確認を当然に含んでいる。

しかし、今日、「戦争を目的とする研究」とは何を意味するのか、必ずしも自明ではなくなっている。集団の自衛権の行使が容認されるという状況のもとで「自衛」概念は拡張し、そのあり方が国民的論争の対象となった。

科学者コミュニティの中には、この点での多様な見解が存在する。重要なものは、「自衛」の範囲を含む軍事的安全保障のあり方についての考え方が仮に一致したとしても、そこから大学等が軍事的安全保障研究に対してどのような態度をとるべきかが自動的に導き出されるわけではない、ということである。そこで「声明」は、科学者コミュニティが軍事的安全保障のあり方に対する見解の相違を超えて一致しようものとして「学問の自由及び学術の健全な発展」という視点を取り出し、2つの声明を今日の状況に即して発展的に継承することを旨としたのである。

第2に「声明」は、「学術研究がとりわけ政治権力によって制約されたり動員されたりすることがある」という歴史的な経験をふまえて、研究の自主性・自律性、そして特に研究成果の公開性が担保されなければならない」としたうえで、「軍事的安全保障研究では、研究の期間内及び期間後に、研究の方向性や秘密性の保持をめぐって、政府による研究者の活動への介入が強まる懸念がある」と述べている。「報告」によれば、軍事的安全保障研究とは「軍事利用を直接に研究目的とする研究」「研究資金の出所が軍事関連機関である研究」「研究成果が軍事的に利用される可能性のある研究」等、を指す。

「安全保障技術研究推進制度」だけではなく、将来出現するかもしれない新たな制度や現に行なわれている米軍等の資金による研究を含めて、軍事的安全保障研究と見なされる可能性のあるものに対する基本的な視点と判断とがここで示されている。

そのうえで第3に、「安全保障技術研究推進制度」について、「将来の装備開発につながるという明確な目的に沿って公募・審査が行われ、外部の専門家だけでなく同庁内部の職員が研究中の進捗管理を行うなど、政府による研究への介入が著しく、

問題が多い」という評価を与えている。防衛装備庁は、同庁職員を招いた検討委員会における審議を踏まえて、研究成果の公表を制限することはなく、特定秘密を始めとする秘密を提供することはなく、研究成果を特定秘密を始めとする秘密に指定することもないという態度を表明し、これが平成29年度の募集要項にも盛り込まれている。

しかし、このことは同制度には「問題が多い」という認識を変えらるものとはならない。「研究の安全保障研究においては、その本性上「研究の過程でも研究後の成果に関しても、秘密性の保持が高度に要求されがちであり」、「自由な研究環境の維持について懸念がある」（「報告」）からである。続けて「声明」は、「むしろ必要なのは、科学者の研究の自主性・自律性、研究成果の公開性が尊重される民生分野の研究資金の一層の充実である」と主張している。この主張の背景には、この間の国立大学運営費交付金の削減等により基礎研究分野を中心に研究資金不足が顕著となっている中で、「軍事的安全保障研究予算により、研究資金が増加することへの期待」が一部にあるが、「一般に軍事関係予算は経済合理性等による制約を受けにくいので、軍事的安全保障研究予算が拡大することについては基礎研究等の健全な発展を妨げるおそれがある」（「報告」）という認識がある。

以上のような判断を踏まえて、第4に「声明」は、大学等の各研究機関には、「施設・情報・知的財産等の管理責任を有し、国内外に開かれた自由な研究・教育環境を維持する責任を負うことから、軍事的安全保障研究と見なされる可能性のある研究について、その適切性を目的、方法、応用の妥当性の観点から技術的・倫理的に審査する制度を設ける」ことを、学協会等には、「それぞれの学術分野の性格に応じて、ガイドライン等を設定する」ことを求めている。

大学への「丸投げ」でも 学術会議への「丸投げ」でもなく

日本学術会議の声明に対しては、軍事研究は積極的に推進すべきものだ、基礎研究の発展を妨げるのではないかと、個々の研究者の自由な判断に委ねるべきだなどの観点からの批判がある一方、軍事研究に批判的な立場からも、基本的な声明を支持する意見とともに、不十分さを指摘する声もある。ここでは、「安全保障技術研究推進制度」に対して「廃止」「禁止」など明確な態度がとられて

いないのではないかと、大学等に審査制度の設置を求めているが審査の基準が明確に示されていないのではないかと、という疑問にだけ触れておくことにしたい。ひとつは、「廃止」「禁止」などの言葉はないものの、「安全保障技術研究推進制度」には「問題が多い」という「声明」の批判的メッセージは、その理由とともに明確であるということである。「自衛目的」であれば許容されるという検討委員会内部にも存在した見解は採用されていない。

したがって、日本学術会議は大学等に「丸投げ」しているという理解は当たらないし、この制度に応募することを明文で「禁止」していないことをことさらに強調する見解も、「声明」の趣旨を歪めるものである。他方、日本学術会議は、個々の研究者や大学等を拘束するような決定を行なう権限はもたない。それは、同会議の「限界」であるというよりもむしろ、「自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める」という規範（日本学術会議「科学者の行動規範」）にもとづいて、科学者自身が主体的に考えることを呼びかけ、また「国内外に開かれた自由な研究・教育環境を維持する責任を負う」べきであることが自洽的・自律的に判断を行なうことを尊重するところであり、「科学者コミュニティにおける議論のあり方」を示すものとして理解すべきであろう。大学等が日本学術会議に判断を「丸投げ」することでもまた適切ではない、と軍者は考えている。

その意味で重要なことは、「研究の適切性をめぐっては、学術的な蓄積にもとづいて、科学者コミュニティにおいて一定の共通認識が形成される必要がある、個々の科学者はもとより、各研究機関、各分野の学協会、そして科学者コミュニティが社会と共に真摯な議論を続けて行かなければならない」という「声明」の最後の一節である。かつての2つの声明は、科学者コミュニティを代表する組織から発せられた声として重要な意味をもつものであったが、これをもとに軍事と学術との関係が現実にとどまらずに展開しているかを常に注視し、学術のあるべき姿を考え続けるという社会の力を充分に生み出すものとはならなかつた。今回の「声明」が生きているかどうかは、このよう過去の経験を克服することができているかどうかにかかっている。